京　都　大　学　事　務　委　任　等　規　程　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略） 第９条　（略）	第９条　（同　左） 第９条の２　総長は、原子炉実験所長に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第３７条第１項、第４３条の２第１項、第５６条の３第１項又は第５７条の２第１項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。
第１０条　（略） （後　略）	第１０条　（同　左） 附　則 この規程は、平成１８年６月２３日から施行する。